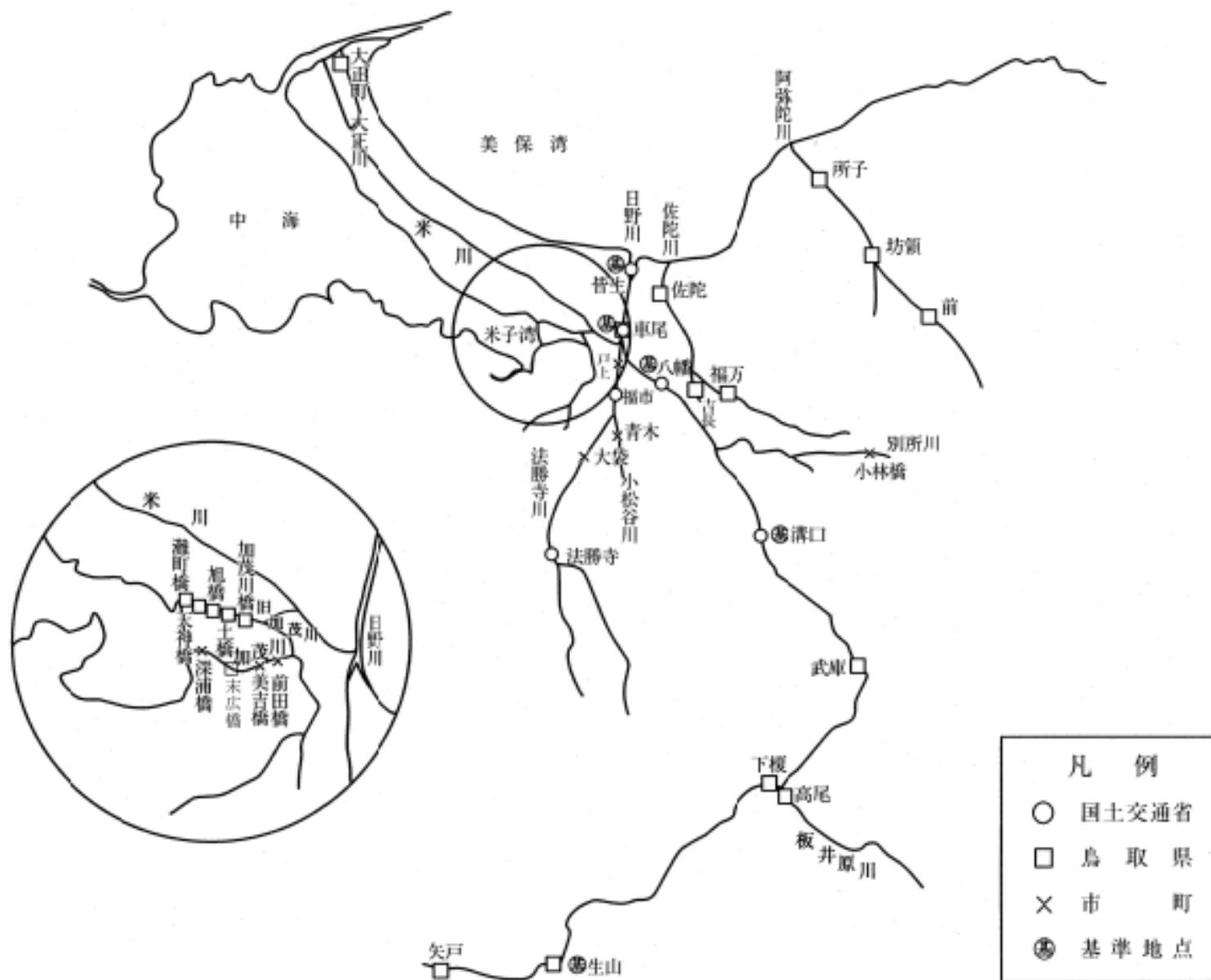


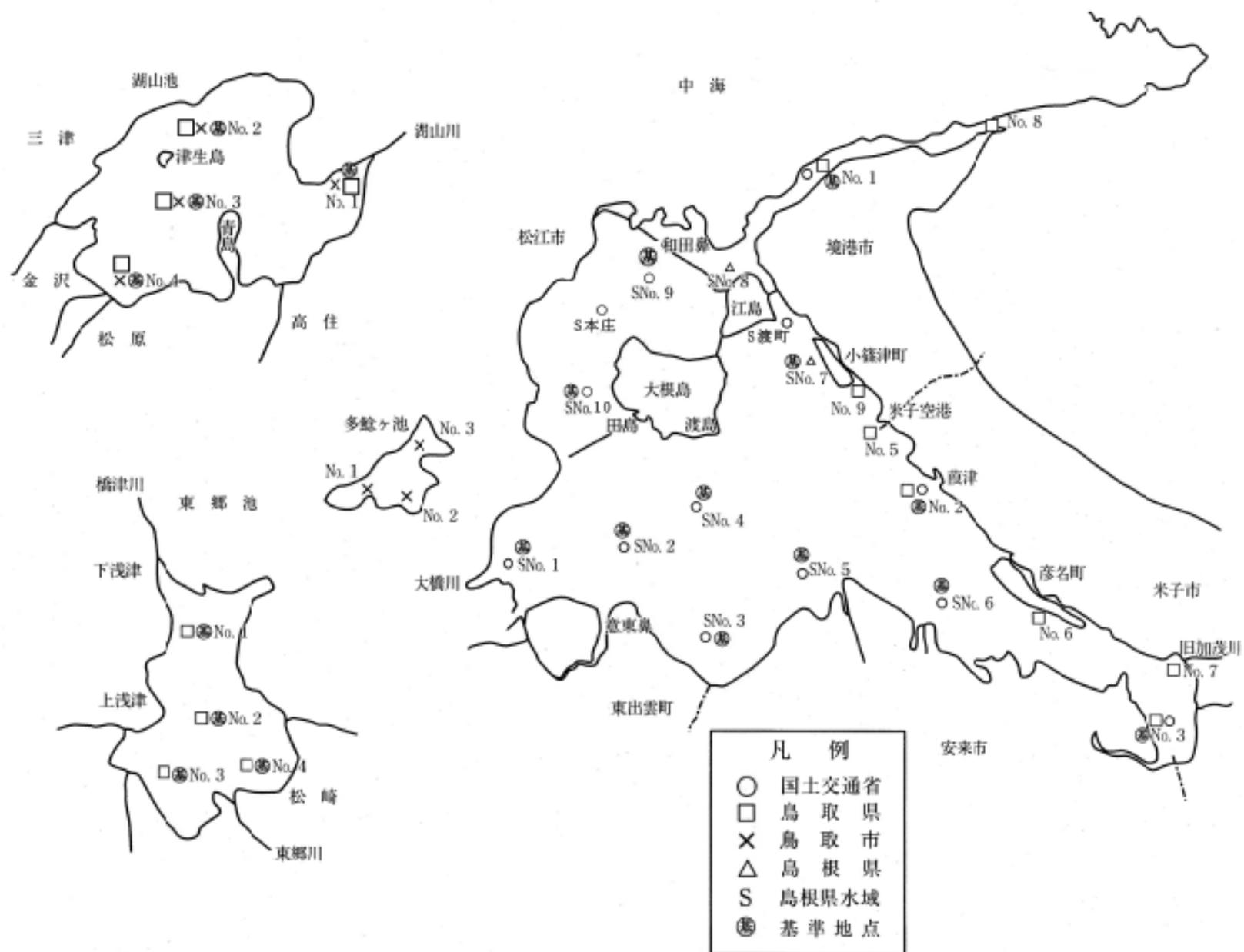




ウ 西部

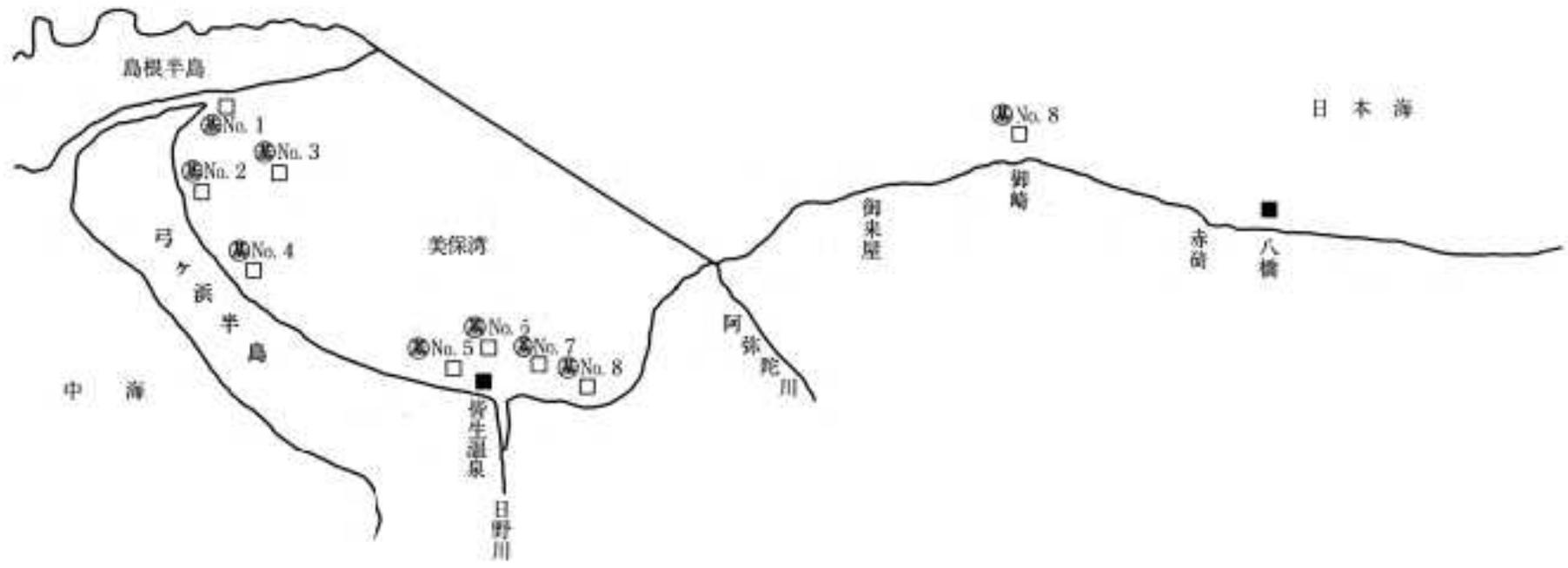


(2) 湖沼





- 凡例
- 鳥取県
  - 鳥取県(海水浴場)
  - ⊕ 基準地点



## 2 県内公共用水域の環境基準あてはめ状況

### (1) 水域名及び基準値等一覧

水域名	告示年月日	類型		環境基準の達成期間	基準値						
					pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100 mg)	油分
千代川上流 (有富川との合流点から上流)	S46. 9. 14	河川	AA	直ちに達成する	6.5~8.5	1 以下	-	25 以下	7.5 以上	50 以下	-
天神川上流 (小鴨川との合流点から上流)											
日野川上流 (日野橋から上流)											
千代川下流 (有富川との合流点から下流)	S46. 9. 14	河川	A	直ちに達成する	6.5~8.5	2 以下	-	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	-
天神川下流 (小鴨川との合流点から下流)											
天神川下流 (小鴨川との合流点から下流)											
湖山池全域	S46. 9. 14	湖沼	A	5年以内で可及的速やかに達成する	6.5~8.5	-	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下	-
東郷池全域											
斐伊川水系の中海及び境水道											
美保湾 (計画港湾施設内の海域)	S48. 3. 20	海域	B	直ちに達成する	7.8~8.3	-	3 以下	-	5 以下	-	検出されないこと
美保湾 (その他の海域)	S48. 3. 20	海域	A	5年以内で可及的速やかに達成する	7.8~8.3	-	2 以下	-	7.5 以下	1,000 以下	検出されないこと
鳥取県地先海域 (美保湾を除く)	S48. 3. 30			直ちに達成する							

水域名	告示年月日	類型		環境基準の達成期間	基準値	
					暫定目標値	
					全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
斐伊川水系の中海及び境水道	S61. 4. 1	湖沼	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可能的速やかな達成に努める	0.4 以下	0.03 以下
					0.46 (25 年度) 〔第五期 湖沼水質保全計画目標値〕	0.046 (25 年度) 〔第五期 湖沼水質保全計画目標値〕
					0.4 以下	0.03 以下
千代川水系の湖山池	H8. 4. 19	湖沼	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可能的速やかな達成に努める	0.60 (33 年度) 〔第三期 湖山池水質管理計画目標値〕	0.066 (33 年度) 〔第三期 湖山池水質管理計画目標値〕
					0.4 以下	0.03 以下
					0.60 (33 年度) 〔第三期 湖山池水質管理計画目標値〕	0.066 (33 年度) 〔第三期 湖山池水質管理計画目標値〕



### 3 分析方法一覧

項 目		分 析 方 法
生	p H	J I S K 0 1 0 2 12.1 ガラス電極法
	B O D	〃 21
活	C O D	〃 17
	S	環境庁告示 59号 付表 9
環	D O	J I S K 0 1 0 2 32
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	環境庁告示 59号 付表 12
境	大腸菌群数	環境庁告示 59号 別表 2 備考 最確数による定量法
	全窒素	J I S K 0 1 0 2 45.2、45.3 又は 45.4
項	全 磷	J I S K 0 1 0 2 46.3
	全 亜鉛	J I S K 0 1 0 2 53
目	ノニルフェノール	環境庁告示 59号 付表 11
健	カドミウム	J I S K 0 1 0 2 55・2 及び 55・3 又は 55・4
	全シアン	J I S K 0 1 0 2 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3
康	鉛	J I S K 0 1 0 2 54
	六価クロム	J I S K 0 1 0 2 65.2
項	砒素	J I S K 0 1 0 2 61.2、61.3 又は 61.4
	総水銀	環境庁告示 59号 付表 1
目	アルキル水銀	環境庁告示 59号 付表 2
	P C B	環境庁告示 59号 付表 3
目	ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5 5.1、5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
目	1,2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	1,1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 5.1、5.2 又は 5.3.2



4 報告下限値一覧

項 目		報告下限値 (mg/l)
生 活 環 境 項 目	B O D	0.5
	C O D	0.5
	S S	1
	D O	0.5
	大腸菌群数	1.8
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	0.5
	全窒素	0.05
	全リン	0.003
	全亜鉛	0.001
	ノニルフエノール	0.00006
健 康 項 目	カドミウム	0.0003
	全シアン	0.1
	鉛	0.005
	六価クロム	0.005
	砒素	0.005
	総水銀	0.0005
	アルキル水銀	0.0005
	P C B	0.0005
	ジクロロメタン	0.002
	四塩化炭素	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
	トリクロロエチレン	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
	チウラム	0.0006
	シマジン	0.0003
	チオベンカルブ	0.002
	ベンゼン	0.001
	セレン	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1
	〔硝酸性窒素〕	〔0.05〕
	〔亜硝酸性窒素〕	〔0.05〕
	ふっ素	0.08
ほう素	0.1	
1,4-ジオキサ	0.005	